

議案第 29 号

— 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 20 日提出

清水町長 阿 部 一 男

専決処分第1号

## 平成30年度 清水町水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成30年度清水町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費用	285,308 千円	1,036 千円	286,344 千円
第1項 営業費用	266,551 千円	1,036 千円	267,587 千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成31年 3 月 2 0 日

清水町長 阿 部 一 男

平成30年度 清水町水道事業会計 補正予算実施計画 (第3号)  
 収益的収入及び支出

収 入

補正なし

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用			285,308	1,036	286,344
	1. 営業費用		266,551	1,036	267,587
		2. 配水及び給水費	6,721	1,036	7,757

